貨物自動車運送約款

中濃自貨運株式会社　令和七年四月一日改正

目次

第一章　総則
第二章　運送業務等（第一条・第二条）
第三章　運送業務（第三条―第十五条）
第四章　引受け（第十六条―第二十四条）
第五章　積付け、積込み又は取卸し（第二十五条・第二十六条）
第六章　貨物の保管（第二十七条・第二十八条）
第七章　運賃及び料金（第二十九条―第三十七条）
第八章　責任（第三十八条―第四十一条）
第九章　運送引受後の変更（第四十二条―第四十五条）
第十章　雑則（第四十六条―第四十九条）
附則

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、貨物利用運送事業を行います。

4　当店は、貨物自動車運送代理店業務を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送に関する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この約款によります。ただし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめその旨を掲示します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

一　緊急を要する貨物の運送を申込みがあったとき。

二　運送距離が長距離であるとき。

三　その他の貨物の運送に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（引受期間）

第五条　当店は、次の各号に掲げる貨物の引受期間を定めます。

一　集配業務開始前の貨物　集配業務開始の日の前日

二　集配業務開始後の貨物　引受けた日の翌日

2　前項の規定にかかわらず、当店は、やむを得ない事情があるときは、同項の引受期間を変更することがあります。

（危険品について）

第六条　当店は、危険品の運送を引き受けません。

2　前項の危険品とは、火薬類、高圧ガス、引火性液体類、毒物及び劇物、放射性物質その他の危険物であって、運送に際し特別の注意を要するものをいいます。

3　第一項の規定にかかわらず、当店は、あらかじめ申出があったときは、前項の危険品のうち、当店が指定するものを引き受けることがあります。

（運送の制限）

第七条　当店は、天災その他やむを得ない事由があるときは、運送の全部又は一部を制限することがあります。

（運送の拒絶）

第八条　当店は、次の各号のいずれかに該当するときは、運送を拒絶することがあります。

一　貨物の性質、容積、重量、荷造り又は運送距離が運送に適しないとき。

二　貨物の荷造りが十分でないとき。

三　貨物の荷造りが十分でないため、その貨物に対し損害を与えるおそれがあるとき。

四　貨物の荷造りが十分でないため、他の貨物に対し損害を与えるおそれがあるとき。

五　貨物の荷造りが十分でないため、運送の安全を期しがたいとき。

六　貨物の性質、容積又は重量が、運送に適する車両に積載することができないとき。

七　貨物の性質、容積又は重量が、運送に適する積載方法によることができないとき。

八　天災その他当店が関与しない事由があるとき。

2　当店は、運送を引き受けた後に前項第三号又は第六号に該当することが判明したときは、運送を中止することがあります。

3　前項の場合において、運送の中止までに運送した貨物があるときは、当店が適当と認めた場所において、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の引渡しを求めることがあります。

4　前項の場合において、荷送人又は荷受人が貨物の引渡しを求めないときは、当店は、その貨物を運送の中止までに運送した距離に応じた運賃及び料金を収受することがあります。

（運送の引受けの拒絶）

第九条　当店は、次の各号のいずれかに該当するときは、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　荷送人が運送に関する当店の指示に従わないとき。

二　荷送人が第十条第一項の荷造りをしないとき。

三　荷送人が第十一条第一項の荷札を貨物に取り付けないとき。

四　荷送人が第十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五　荷送人が第十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六　荷送人が第十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七　荷送人が第十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八　荷送人が第十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九　荷送人が第十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十　荷送人が第十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十一　荷送人が第十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十二　荷送人が第二十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十三　荷送人が第二十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十四　荷送人が第二十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十五　荷送人が第二十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十六　荷送人が第二十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十七　荷送人が第二十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十八　荷送人が第二十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

十九　荷送人が第二十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十　荷送人が第二十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十一　荷送人が第二十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十二　荷送人が第三十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十三　荷送人が第三十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十四　荷送人が第三十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十五　荷送人が第三十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十六　荷送人が第三十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十七　荷送人が第三十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十八　荷送人が第三十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二十九　荷送人が第三十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十　荷送人が第三十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十一　荷送人が第三十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十二　荷送人が第四十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十三　荷送人が第四十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十四　荷送人が第四十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十五　荷送人が第四十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十六　荷送人が第四十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十七　荷送人が第四十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十八　荷送人が第四十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三十九　荷送人が第四十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十　荷送人が第四十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十一　荷送人が第四十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十二　荷送人が第五十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十三　荷送人が第五十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十四　荷送人が第五十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十五　荷送人が第五十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十六　荷送人が第五十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十七　荷送人が第五十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十八　荷送人が第五十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

四十九　荷送人が第五十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十　荷送人が第五十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十一　荷送人が第五十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十二　荷送人が第六十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十三　荷送人が第六十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十四　荷送人が第六十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十五　荷送人が第六十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十六　荷送人が第六十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十七　荷送人が第六十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十八　荷送人が第六十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

五十九　荷送人が第六十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十　荷送人が第六十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十一　荷送人が第六十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十二　荷送人が第七十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十三　荷送人が第七十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十四　荷送人が第七十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十五　荷送人が第七十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十六　荷送人が第七十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十七　荷送人が第七十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十八　荷送人が第七十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

六十九　荷送人が第七十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十　荷送人が第七十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十一　荷送人が第七十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十二　荷送人が第八十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十三　荷送人が第八十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十四　荷送人が第八十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十五　荷送人が第八十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十六　荷送人が第八十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十七　荷送人が第八十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十八　荷送人が第八十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

七十九　荷送人が第八十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十　荷送人が第八十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十一　荷送人が第八十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十二　荷送人が第九十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十三　荷送人が第九十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十四　荷送人が第九十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十五　荷送人が第九十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十六　荷送人が第九十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十七　荷送人が第九十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十八　荷送人が第九十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

八十九　荷送人が第九十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十　荷送人が第九十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十一　荷送人が第九十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十二　荷送人が第百条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十三　荷送人が第百一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十四　荷送人が第百二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十五　荷送人が第百三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十六　荷送人が第百四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十七　荷送人が第百五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十八　荷送人が第百六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

九十九　荷送人が第百七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百　荷送人が第百八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百一　荷送人が第百九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二　荷送人が第百十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三　荷送人が第百十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四　荷送人が第百十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五　荷送人が第百十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六　荷送人が第百十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七　荷送人が第百十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八　荷送人が第百十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百九　荷送人が第百十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十　荷送人が第百十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十一　荷送人が第百十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十二　荷送人が第百二十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十三　荷送人が第百二十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十四　荷送人が第百二十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十五　荷送人が第百二十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十六　荷送人が第百二十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十七　荷送人が第百二十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十八　荷送人が第百二十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百十九　荷送人が第百二十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十　荷送人が第百二十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十一　荷送人が第百二十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十二　荷送人が第百三十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十三　荷送人が第百三十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十四　荷送人が第百三十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十五　荷送人が第百三十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十六　荷送人が第百三十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十七　荷送人が第百三十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十八　荷送人が第百三十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百二十九　荷送人が第百三十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十　荷送人が第百三十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十一　荷送人が第百三十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十二　荷送人が第百四十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十三　荷送人が第百四十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十四　荷送人が第百四十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十五　荷送人が第百四十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十六　荷送人が第百四十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十七　荷送人が第百四十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十八　荷送人が第百四十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百三十九　荷送人が第百四十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十　荷送人が第百四十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十一　荷送人が第百四十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十二　荷送人が第百五十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十三　荷送人が第百五十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十四　荷送人が第百五十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十五　荷送人が第百五十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十六　荷送人が第百五十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十七　荷送人が第百五十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十八　荷送人が第百五十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百四十九　荷送人が第百五十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十　荷送人が第百五十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十一　荷送人が第百五十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十二　荷送人が第百六十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十三　荷送人が第百六十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十四　荷送人が第百六十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十五　荷送人が第百六十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十六　荷送人が第百六十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十七　荷送人が第百六十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十八　荷送人が第百六十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百五十九　荷送人が第百六十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十　荷送人が第百六十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十一　荷送人が第百六十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十二　荷送人が第百七十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十三　荷送人が第百七十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十四　荷送人が第百七十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十五　荷送人が第百七十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十六　荷送人が第百七十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十七　荷送人が第百七十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十八　荷送人が第百七十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百六十九　荷送人が第百七十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十　荷送人が第百七十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十一　荷送人が第百七十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十二　荷送人が第百八十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十三　荷送人が第百八十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十四　荷送人が第百八十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十五　荷送人が第百八十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十六　荷送人が第百八十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十七　荷送人が第百八十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十八　荷送人が第百八十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百七十九　荷送人が第百八十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十　荷送人が第百八十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十一　荷送人が第百八十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十二　荷送人が第百九十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十三　荷送人が第百九十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十四　荷送人が第百九十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十五　荷送人が第百九十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十六　荷送人が第百九十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十七　荷送人が第百九十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十八　荷送人が第百九十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百八十九　荷送人が第百九十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百九十　荷送人が第百九十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

百九十一　荷送人が第百九十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百　荷送人が第二百条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百一　荷送人が第二百一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二　荷送人が第二百二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三　荷送人が第二百三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四　荷送人が第二百四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五　荷送人が第二百五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六　荷送人が第二百六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七　荷送人が第二百七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八　荷送人が第二百八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九　荷送人が第二百九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十　荷送人が第二百十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十一　荷送人が第二百十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十二　荷送人が第二百十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十三　荷送人が第二百十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十四　荷送人が第二百十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十五　荷送人が第二百十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十六　荷送人が第二百十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十七　荷送人が第二百十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十八　荷送人が第二百十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百十九　荷送人が第二百十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十　荷送人が第二百二十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十一　荷送人が第二百二十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十二　荷送人が第二百二十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十三　荷送人が第二百二十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十四　荷送人が第二百二十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十五　荷送人が第二百二十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十六　荷送人が第二百二十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十七　荷送人が第二百二十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十八　荷送人が第二百二十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百二十九　荷送人が第二百二十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十　荷送人が第二百三十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十一　荷送人が第二百三十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十二　荷送人が第二百三十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十三　荷送人が第二百三十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十四　荷送人が第二百三十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十五　荷送人が第二百三十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十六　荷送人が第二百三十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十七　荷送人が第二百三十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十八　荷送人が第二百三十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百三十九　荷送人が第二百三十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十　荷送人が第二百四十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十一　荷送人が第二百四十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十二　荷送人が第二百四十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十三　荷送人が第二百四十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十四　荷送人が第二百四十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十五　荷送人が第二百四十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十六　荷送人が第二百四十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十七　荷送人が第二百四十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十八　荷送人が第二百四十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百四十九　荷送人が第二百四十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十　荷送人が第二百五十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十一　荷送人が第二百五十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十二　荷送人が第二百五十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十三　荷送人が第二百五十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十四　荷送人が第二百五十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十五　荷送人が第二百五十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十六　荷送人が第二百五十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十七　荷送人が第二百五十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十八　荷送人が第二百五十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百五十九　荷送人が第二百五十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十　荷送人が第二百六十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十一　荷送人が第二百六十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十二　荷送人が第二百六十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十三　荷送人が第二百六十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十四　荷送人が第二百六十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十五　荷送人が第二百六十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十六　荷送人が第二百六十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十七　荷送人が第二百六十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十八　荷送人が第二百六十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百六十九　荷送人が第二百六十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十　荷送人が第二百七十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十一　荷送人が第二百七十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十二　荷送人が第二百七十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十三　荷送人が第二百七十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十四　荷送人が第二百七十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十五　荷送人が第二百七十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十六　荷送人が第二百七十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十七　荷送人が第二百七十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十八　荷送人が第二百七十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百七十九　荷送人が第二百七十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十　荷送人が第二百八十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十一　荷送人が第二百八十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十二　荷送人が第二百八十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十三　荷送人が第二百八十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十四　荷送人が第二百八十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十五　荷送人が第二百八十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十六　荷送人が第二百八十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十七　荷送人が第二百八十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十八　荷送人が第二百八十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百八十九　荷送人が第二百八十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十　荷送人が第二百九十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十一　荷送人が第二百九十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十二　荷送人が第二百九十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十三　荷送人が第二百九十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十四　荷送人が第二百九十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十五　荷送人が第二百九十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十六　荷送人が第二百九十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十七　荷送人が第二百九十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十八　荷送人が第二百九十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

二百九十九　荷送人が第二百九十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百　荷送人が第三百条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百一　荷送人が第三百一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二　荷送人が第三百二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三　荷送人が第三百三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四　荷送人が第三百四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五　荷送人が第三百五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六　荷送人が第三百六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七　荷送人が第三百七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八　荷送人が第三百八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百九　荷送人が第三百九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十　荷送人が第三百十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十一　荷送人が第三百十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十二　荷送人が第三百十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十三　荷送人が第三百十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十四　荷送人が第三百十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十五　荷送人が第三百十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十六　荷送人が第三百十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十七　荷送人が第三百十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十八　荷送人が第三百十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百十九　荷送人が第三百十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十　荷送人が第三百二十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十一　荷送人が第三百二十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十二　荷送人が第三百二十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十三　荷送人が第三百二十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十四　荷送人が第三百二十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十五　荷送人が第三百二十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十六　荷送人が第三百二十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十七　荷送人が第三百二十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十八　荷送人が第三百二十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百二十九　荷送人が第三百二十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十　荷送人が第三百三十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十一　荷送人が第三百三十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十二　荷送人が第三百三十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十三　荷送人が第三百三十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十四　荷送人が第三百三十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十五　荷送人が第三百三十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十六　荷送人が第三百三十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十七　荷送人が第三百三十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十八　荷送人が第三百三十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百三十九　荷送人が第三百三十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十　荷送人が第三百四十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十一　荷送人が第三百四十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十二　荷送人が第三百四十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十三　荷送人が第三百四十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十四　荷送人が第三百四十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十五　荷送人が第三百四十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十六　荷送人が第三百四十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十七　荷送人が第三百四十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十八　荷送人が第三百四十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百四十九　荷送人が第三百四十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十　荷送人が第三百五十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十一　荷送人が第三百五十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十二　荷送人が第三百五十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十三　荷送人が第三百五十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十四　荷送人が第三百五十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十五　荷送人が第三百五十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十六　荷送人が第三百五十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十七　荷送人が第三百五十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十八　荷送人が第三百五十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百五十九　荷送人が第三百五十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十　荷送人が第三百六十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十一　荷送人が第三百六十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十二　荷送人が第三百六十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十三　荷送人が第三百六十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十四　荷送人が第三百六十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十五　荷送人が第三百六十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十六　荷送人が第三百六十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十七　荷送人が第三百六十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十八　荷送人が第三百六十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百六十九　荷送人が第三百六十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十　荷送人が第三百七十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十一　荷送人が第三百七十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十二　荷送人が第三百七十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十三　荷送人が第三百七十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十四　荷送人が第三百七十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十五　荷送人が第三百七十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十六　荷送人が第三百七十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十七　荷送人が第三百七十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十八　荷送人が第三百七十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百七十九　荷送人が第三百七十九条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十　荷送人が第三百八十条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十一　荷送人が第三百八十一条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十二　荷送人が第三百八十二条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十三　荷送人が第三百八十三条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十四　荷送人が第三百八十四条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十五　荷送人が第三百八十五条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十六　荷送人が第三百八十六条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十七　荷送人が第三百八十七条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十八　荷送人が第三百八十八条第一項の荷札に虚偽の記載をしたとき。

三百八十九　荷送人が第三百